

第 4 7 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加え、「をいう。以下同じ。）」を削る。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 7 . 1 4」を「1 0 0 分の 7 . 1 3」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 5」に改め、同条第 2 号中「3 万 9 , 9 0 0 円」を「3 万 8 , 8 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 2 9」を「1 0 0 分の 2 . 4 1」に改め、同条第 2 号中「1 万 2 , 9 0 0 円」を「1 万 3 , 2 0 0 円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 9 8」を「1 0 0 分の 2 . 2 0」に改め、同条第 2 号中「1 万 5 , 6 0 0 円」を「1 万 7 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 9 条の 2 第 1 号中「第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）を

いう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「2万7,930円」を「2万7,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

附則第3条中「同法)」を「同法」に、「地方税法」の次に「と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の同項の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 15 条、第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4、第 19 条の 2 及び附則第 3 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。